省令

○総務省令第九十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第八項、第七条第一項第四号、第二十七条の四第三号、第二十七条の二十の三第十一項、第三十八条及び第六十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十三日

総務大臣　林　芳正

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条　無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（電気通信業務用無線局） **第三条**　電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一～七　略］ 七の二　その局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、その局に係る同項の価額競争実施指針の規定に基づくものであること。 ［八～十　略］ （公共業務用無線局） **第四条**　公共業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一～六　略］ 七　その局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、その局に係る同項の価額競争実施指針の規定に基づくものであること。 **第七条の三**　特別業務の局であつて、既設の無線局の通信を抑止する業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一　略］ 二　その局は、次に掲げる既設の無線局（次号において「携帯無線通信等の無線局」という。）の通信を抑止し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。 (1)　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信又は同条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局若しくは高高度基地局（以下この(1)において「基地局等」という。）、陸上移動中継局（基地局等と同一の周波数を使用するものに限る。）又は陸上移動局（基地局等と同一の周波数を中継するものに限る。） (2)～(4)　略］ ［三　略］ （その他の一般無線局） **第八条**　第三条から前条までに規定する無線局以外の無線局（基幹放送局を除く。）は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一～九　略］ 十　その局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、その局に係る同項の価額競争実施指針の規定に基づくものであること。	（電気通信業務用無線局） **第三条**　［同上］ ［一～七　同上］ ［新設］ ［八～十　同上］ （公共業務用無線局） **第四条**　公共業務用無線局は、左の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一～六　同上］ ［新設］ **第七条の三**　［同上］ ［一　同上］ 二　その局は、次に掲げる既設の無線局（第三号において「携帯無線通信等の無線局」という。）の通信を抑止し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。 (1)　携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。）を行う基地局若しくは高高度基地局（以下この(1)において「基地局等」という。）、陸上移動中継局（基地局等と同一の周波数を使用するものに限る。）又は陸上移動局（基地局等と同一の周波数を中継するものに限る。） (2)～(4)　同上］ ［三　同上］ （その他の一般無線局） **第八条**　［同上］ ［一～九　同上］ ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。